

会議名：第1回実験動物飼養保管等基準解説書研究会

会場：経済産業省別館114会議室

日時：平成28年2月15日（月）14時～16時

◆議事1 設置要領の改正について

- ・設置要領については事務局提案のとおり了承され、会議名称は「実験動物飼養保管等基準解説書研究会」に改名された。
- ・委員の互選により、委員長を浦野委員、副委員長を八神委員に決定した。

◆議事2 解説書の作成方針について

- ・現行の実験動物飼育基準については、昭和55年の旧基準より項目がかなり増えている。そのため、新たな解説書の作成方針としては、基本的には旧解説書の多くを引用しながら、追加項目への対応を記載していくこととなった。
- ・新解説書については、出版社アドスリーから書籍として出版することとなった。
- ・執筆担当委員10名で分担して原稿を作成し、平成28年6月までに委員長・副委員長の確認ができるように原稿案を提出し、数回の校正を経て平成29年夏に出版を目指す方向で進めることとなった。
- ・旧解説書は出版されてから時間が経過しており、著作権の所在が不明な状況であるが、引用文献として重要であることから、次回研究会までに著作権の手続きをクリアにしていく必要がある旨確認した。
- ・実験動物飼養保管基準の解説書であるが、動物実験の適切な実施と切り離すことができない事項もあることから、新たな解説書については動物実験に関することについても、一部含める形で作業を進めていくこととなった。
- ・日本学術会議が作成したガイドラインと整合性を取る必要がある旨確認した。
- ・省庁の所管に関係なく、国内すべての施設における飼養管理の解説書とする必要がある旨確認した。
- ・具体的な読者イメージとしては、学生のバイブルになるような教科書を想定し、単純な「べき論」ではなく、具体的情報を盛り込んだ具体的なものなるべく作業を進めていくこととなった。

◆議事3 執筆担当

- ・委員長から提示された案をもとに執筆担当案を提示。執筆担当の割り振りや項目について意見がある場合には、次回の会議までに事務局に連絡することとなった。
- ・「適用除外」の項目については3省（文部科学省、農林水産省、厚生労働省）の基本指針の対象外施設等、外部検証を行う施設の対象範囲に関係しており、各省協議が絡むの

で環境省が執筆を担当することとなった。

- ・災害時の危機管理は重要なテーマである。また、飼育施設の WEB 掲載等、現在の社会に対応した情報公開の注意点も記載すべきである旨確認した。

◆議事 4 その他

- ・次回会議は執筆担当委員のみで 3 月 30 日に開催することとなった。なお、設置要領にもとづき、執筆担当委員以外の委員でも、オブザーバーとしての出席を認める旨確認した。
- ・旧解説書は良い内容だが、社会的に定着しなかった印象があるため、新たな解説書を広く周知するためには、WEB 掲載等、書籍販売以外の情報提供も検討すべきという意見があり、引き続き対応していくこととなった。